

## **【臨時レポート】ブラジルの利下げについて**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2012年4月18日、ブラジル中央銀行は金融政策委員会(COPOM)において、政策金利(SELICレート)を従来の9.75%から0.75%引き下げ、9.00%とすることを決定しました。政策金利の引き下げは、2012年3月の会合に続き2会合連続となる0.75%幅の引き下げとなり、2011年8月以来の利下げ幅は合計で3.50%となりました。

金融政策委員会終了後に発表された声明によりますと、今回の決定は全会一致であり、同国のインフレのリスクは引き続き限定的であること、また、世界経済も依然として不安定であることから、外部環境からの影響についてはデysinフレ的(=インフレが抑えられている状態)であるとしています。今回の利下げ決定により、ブラジルの政策金利は、過去最低(2009年7月-2010年4月 8.75%)に近い水準まで引き下げられたこととなります。

### **【今後の見通しについて】**

今回の利下げは市場予想通りであり、市場への大きなサプライズはありませんでした。同国の3月消費者物価指数は前年比5.24%まで低下し、インフレリスクは見られません。一方で、2月の鉱工業生産が前年比-3.9%と減少傾向が続いており、同国の景気の勢いが弱まってきていることが懸念されています。そのため、ブラジル政府は4月3日に、景気浮揚に向けた包括的な経済対策を打ち出しています。

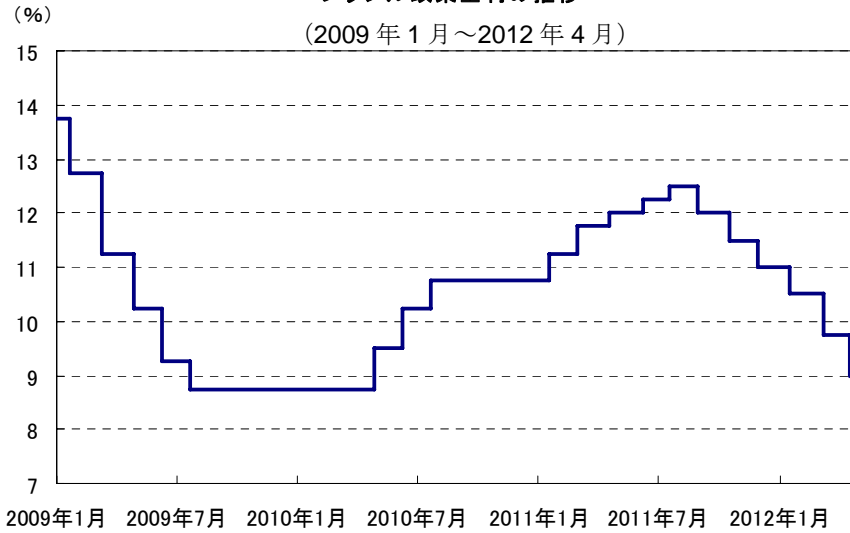
世界経済に大きな悪影響を与えてきた欧州債務危機問題は落ち着きを見せ始めているものの、ブラジルについても景気減速の兆候が依然として払拭できておらず、同国経済を支えるためにもブラジル中央銀行は金融緩和姿勢を継続し、今回の利下げに踏み切ったものと考えられます。

BNYメロン・グループでは、政府、中央銀行による景気浮揚策がどのような効果をもたらし、ブラジル経済が持続的成長を実現していくことができるのか、引き続き注視して参る所存です。

【ご参考】

ブラジル政策金利の推移

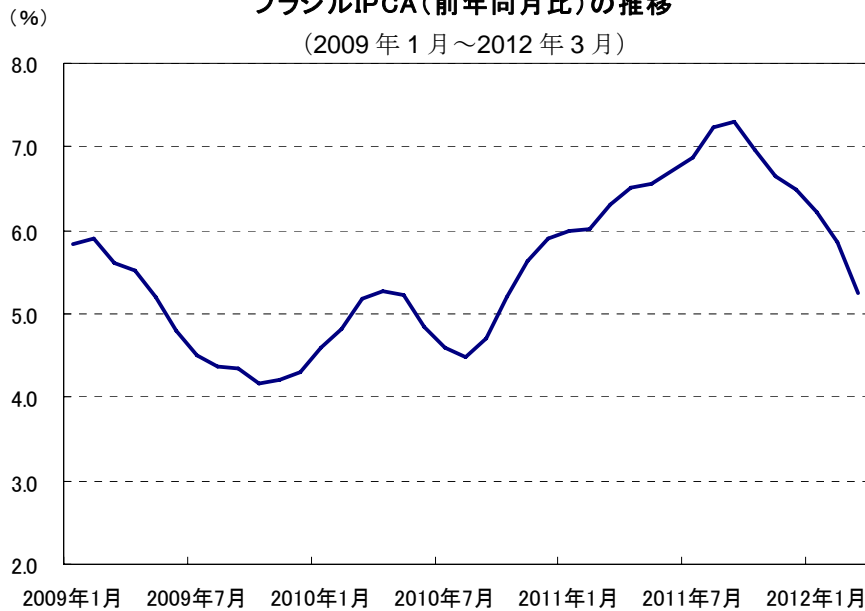
(2009年1月～2012年4月)



(出所)ブルムバーグ

ブラジルIPCA(前年同月比)の推移

(2009年1月～2012年3月)



(出所)ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY Mellon Asset Management Japan 株式会社 が作成したものです。  
 ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

### <投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### <投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

### <投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

#### ● 投資信託委託会社

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。